

今年度の国民健康保険などの保険料率が決まりました

《国民健康保険》

世帯を単位として加入者の人数や所得などを基に計算されます。保険料は、6月下旬に世帯主宛てに送付する納入通知書でお知らせします。
☎こくほ資格係 ☎5984-4554

世帯の保険料 = **A** + **B** + **C** + **D**

所得割額 賦課基準額(※1) × 7.51%	+	均等割額 4万7600円 × 加入者数	=	A 基礎(医療)分 (限度額67万円)
所得割額 賦課基準額(※1) × 2.80%	+	均等割額 1万7600円 × 加入者数	=	B 後期高齢者 支援金分 (限度額26万円)
所得割額 40~64歳の加入者の 賦課基準額(※1) × 2.43%	+	均等割額 1万7800円 × 40~64歳の 加入者数	=	C 介護分 (限度額17万円)
所得割額 賦課基準額(※1) × 0.27%	+	均等割額 1,873円 × 加入者数(※2)	=	D 子ども・子育て 支援金分 (限度額3万円)

※1 賦課基準額 = 昨年分の総所得金額等 - 住民税基礎控除額。
※2 18歳未満の方は全額減額。

失業した方の保険料を軽減します (国民健康保険のみ)

対象となる方は届け出が必要です。▶**軽減期間**: 離職日の翌日の属する月から翌年度末まで **申**雇用保険受給資格者証(原本)と、資格情報のお知らせまたは資格確認書を持参の上、こくほ資格係(区役所本庁舎3階)または、こくほ石神井係(石神井庁舎2階)へ ※郵送可。☎こくほ資格係 ☎5984-4554

対象	次の①~③の全てに当てはまる国民健康保険加入者
	①雇用保険受給資格者証を交付されている(特例受給資格者を除く)
	②雇用保険受給資格者証の離職理由が倒産・解雇などである
	③離職日現在、65歳未満である

《後期高齢者医療制度 75歳以上の方》

被保険者一人ひとりに掛かります。保険料は、7月中旬に送付する決定通知書でお知らせします。
☎後期高齢者保険料係 ☎5984-4588

保険料 = **E** + **F**

所得割額 賦課基準額(※) × 9.88%	+	均等割額 5万3300円	=	E 医療分 (限度額85万円)
所得割額 賦課基準額(※) × 0.26%	+	均等割額 1,300円	=	F 子ども・子育て 支援金分 (限度額2万1000円)

※賦課基準額 = 昨年分の総所得金額等 - 住民税基礎控除額。

保険料の算定に子ども・子育て支援金分が加わります (**D** 国民健康保険 **F** 後期高齢者医療制度)

国は、子育て世帯を支える新しい仕組み「子ども・子育て支援金制度」を創設し、今年度から保険料として徴収します。詳しくは、こども家庭庁HPをご覧ください。



安心して医療サービスを受けるために ~医療費を大切に

加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、医療費が増加傾向にあります。医療費の増加は、保険料の値上がりにもつながります。これからも安心して医療サービスを受けるために、一人ひとりが健康づくりへの意識を高めましょう。☎保健事業担当係 ☎5984-4713

日頃から気を付けよう! 5つのポイントをチェック

- かかりつけ医を持ち、同じ病気の重複受診を避ける
- ジェネリック医薬品を積極的に利用し、薬は必要な分だけもらう
- 「お薬手帳」を活用し、薬の飲み合わせや重複に注意する
- 毎年の健康診査を受けるなど、定期的に健康をチェックする
- バランスの良い食生活、適度な運動など生活習慣病予防を心掛ける

予算がなくなり次第終了! お早めに

始めよう! 省エネ・再エネ ~補助金を紹介

練馬区では、二酸化炭素の5割以上が家庭から排出されています。脱炭素社会の実現に向けて、住宅などの省エネ・再エネ設備の設置を補助しています。詳しくは、区HPをご覧ください。

問合せ 環境課地球温暖化対策係
(区役所本庁舎18階) ☎5984-4706

高断熱窓・ドア

補助上限額 20万円

※区内業者が施工した場合のみ。それ以外は12万円。



- 快適な室温を保ち、熱中症やヒートショックの対策に
- 光熱費の節約に
- 結露の低減に



断熱を学ぼう!

講演会「断熱」が日本を救う!

地球にも健康にもお財布にも優しい断熱のお話

対15歳以上の方(中学生を除く) ☎5月30日(土)午後1時~2時30分 豊玉リサイクルセンター ☎ノンフィクションライター/高橋真樹 ☎30名(抽選) 申リサイクルセンターHPまたは往復ハガキで①講演会名②住所③氏名(ふりがな)④年齢⑤電話番号を、5月18日(必着)までに〒176-0011豊玉上2-22-15 豊玉リサイクルセンター ☎5999-3196



他にもいろいろ!

設備	補助上限額		
	個人	事業者	管理組合
太陽光発電設備	8万円		
エネファーム	5万円	-	-
エコキュート	3万円	-	-
LED照明への交換	-	-	49戸以下...25万円 50~99戸...50万円 100戸以上...75万円

補助対象 4/1~来年3/31(水)に設置した設備

- 個人 区内の既存住宅に設備を設置し、申請時に居住している方
- 事業者 区内の事業所で事業に用いるために設備を設置した次の①②のいずれかに当てはまる事業者
 - ①区内に本店または支店などの登記をしている従業員20名以下の法人
 - ②区内在住の個人事業主
- 管理組合 ... 区内のマンションの共用部分に設備を設置した管理組合

申請開始日 4/15(水)

設置完了後、区HPや環境課にある申請書に必要な書類を添えて、環境課地球温暖化対策係へ ※国や都の補助金と併用できます。

